

商品名等 (電気用品名等)	一体型シーリングランプ付プロジェクター
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品はシーリングランプ部とプロジェクター部が一体となって構成され、天井に取り付け、室内照明として使用するとともに、プロジェクター部から壁等にコンテンツを映し、プロジェクター部内蔵スピーカーからの音声と合わせて楽しむことができる。 また、それぞれの機能を単独で使用することができる。</p> <p>○構造、仕様、意匠 ・シーリングランプ部：AC100V、50/60Hz、消費電力1W以上、 光源はLED、非防爆型</p> <p>照明専用のリモコンで操作する。天井に取り付けられたプロジェクター部からシーリングランプ部に接続される電源回路内にスイッチは無く、天井の引掛けシーリングからの電源がそのままプロジェクター部を通してシーリングランプ部に供給される。</p> <p>・プロジェクター部：AC100V、50/60Hz</p> <p>天井の引掛けシーリングに固定し、プロジェクター専用のリモコンで操作する。コンテンツは主にスマホやインターネットからBluetooth、Wi-Fi等で入力するが、USB端子からも入力できる。コンテンツは映像+音声のもの以外に、映像+音声（音声を主としたもの）及び音声のみのものであり、プロジェクター部は映像機器及び音響機器として使用できる。</p> <div data-bbox="778 1122 1369 1323" data-label="Image"> </div> <p>○主な使用者、販売先 一般家庭</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品のうち、光源及び光源応用機械器具の「エル・イー・ディー・電灯器具」及び電子応用機械器具の「その他の音響機器」の2品目の複合品でそれぞれ対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 各機能はそれぞれに使用可能で、本製品は「1の電源スイッチ」を共用しない複合品である。 ここで、シーリングランプ部は、光源にLEDが使用され定格消費電力が1W以上かつ非防爆型であることから、「エル・イー・ディー・電灯器具」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。またプロジェクター部は、ビデオ用入力端子(*1)が無く「テレビジョン受信機」には該当しないが(「電気用品の範囲等の解釈について」I三九(7)参照)、内蔵スピーカーにより音声信号を再生するものであることから、「その他の音響機器」で対象として取り扱うことが妥当と判断する。 *1：ビデオ用入力端子は、HDMI端子、コンポーネント端子、D端子、S端子、コンポジット端子等を指すと解釈されている。</p>	